



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

監査事務所検査結果事例集

平成29事務年度検査結果概要

日本公認会計士協会 本部

2018年10月24日

公認会計士・監査審査会
主任公認会計士監査検査官

構成

1. 審査会検査の概要
2. 検査結果の概要
3. 監査事務所検査結果事例集について
4. 指摘事例の概要
 - I. 根本原因の究明、品質管理
 - II. 個別監査業務
 - (1) リスク評価及び評価したリスクへの対応
 - (2) 監査証拠
 - (3) 会計上の見積りの監査
 - (4) グループ監査
 - (5) 財務諸表監査における不正
5. 検査官として

1. 審査会検査の概要

審査会検査の概要

検査

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所及びその業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

勧告

審査会は、検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

審査会検査の概要

検査結果通知書の構成

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理態勢における不備
4. 個別監査業務における不備

審査会検査の概要

特に留意すべき事項の記載内容

1. 総合評価
→ 5段階評価
2. 業務管理態勢
→ ガバナンスや業務運営上の問題点を記載
3. 品質管理態勢
→ 品質管理のシステムに関する不備事項等を記載
4. 個別監査業務
→ 監査業務上の不備事項等を記載

審査会検査の概要

平成30事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

- 監査品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- 監査法人のガバナンス・コード等を踏まえた態勢の整備
- 海外子会社に係るグループ監査
- 監査契約の新規受嘱
- ITを活用した監査とサイバーセキュリティ対策等

2. 検査結果の概要

検査結果の概要

検査結果

公益又は投資者保護に資するため、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案は、勧告後、原則として公表

検査実績

	平成27年度	平成28事務年度	平成29事務年度
検査先 (着手日ベース)	9事務所	12事務所	9事務所
勧告の状況 (勧告日ベース)	4事務所	2事務所	1事務所

(注)平成28年7月から事務年度(7月～翌年6月)に変更。なお平成28事務年度は変更期であるため、平成28年4月～6月分の実績も含んでいる。

検査結果の概要

平成28・29事務年度検査（着手日ベース）における総合評価の状況

（単位：事務所）

区分	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当である	-	-
妥当でない点がある	6	3
妥当でないもの	2	2
妥当でなく業務管理態勢等を 早急に改善する必要	-	1
著しく不当なもの（⇒ 勧告）	-	2

検査結果の概要

品質管理(平成28・29事務年度の不備の状況)

大手監査法人

- 業務執行社員の関与状況等監査現場のリスクの把握と対応が不十分

準大手監査法人

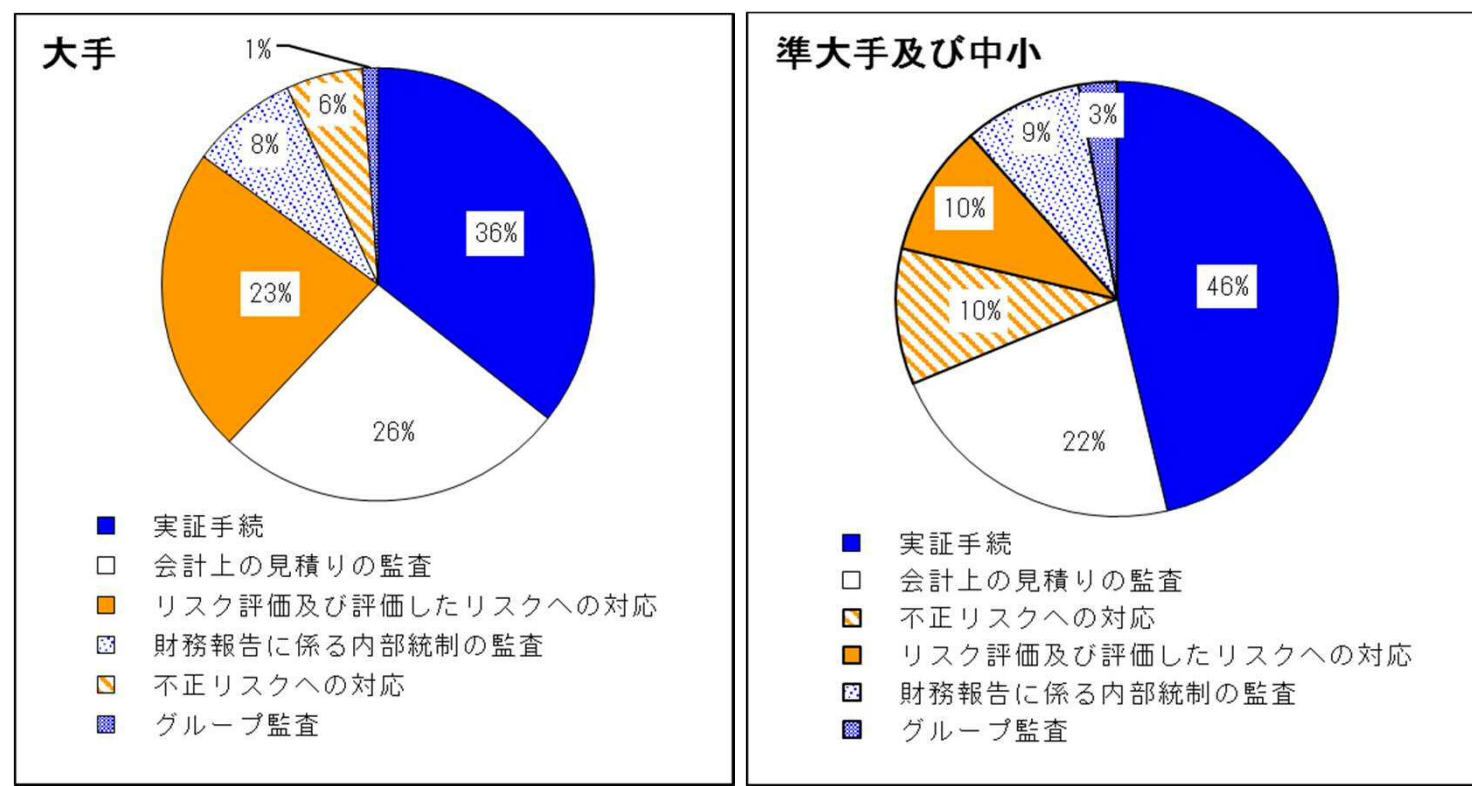
- 品質管理を担う社員等が限られているため、運営・管理が不十分

中小規模監査事務所

- 業務拡大・規模拡大を先行し、態勢構築が不十分
- 代表者・品質管理責任者の品質管理に対する認識が不十分

検査結果の概要

個別監査業務(平成28・29事務年度の不備の状況)



(注) 大手監査法人 4 法人、準大手監査法人 4 法人、中小規模監査事務所 9 事務所 (平成27年度に検査着手し、平成28事務年度に検査結果を通知した 1 事務所を含む) の指摘の分類による。

3. 監査事務所検査結果事例集 について

監査事務所検査結果事例集について

本年度版の検査結果事例集の特徴

- 事例の約3割を新しい事例に入れ替え
- 不正手続の指摘事例や留意点を充実
- 指摘事例だけでなく評価できる取組も記載
- 事務所のガバナンスと不備の根本原因の関係を記載

監査事務所検査結果事例集について

本年度版における指摘事例の特徴

1. 品質管理

大手、準大手監査法人において、品質管理のシステムは整備されているが、品質改善活動が必ずしも監査現場にまで浸透しきれていない。

中小規模監査事務所において、品質管理のシステムの整備のための経営資源が不足している。

2. 個別監査業務

不正を含むリスク評価、海外子会社を含むグループ監査が適切に行われていない。

監査事務所検査結果事例集について

監査事務所に求められる対応(期待)

- 実質的な対応

形式的に基準に準拠するだけでなく、適切な職業的懐疑心を発揮し、常に事業上のリスクを注視して監査リスクを評価しているかなど、実質的な品質の確保・保持が重要である。

- 組織的な対応

品質管理は、トップや品管責任者だけでなく、社員全員が取り組むべき問題であることを認識する必要がある。

監査事務所検査結果事例集について

監査事務所に求められる対応(期待)

- 適切な監査調書が作成されていない場合、単に文書化の問題ではなく、必要な監査手続が実施されていると認められない場合がほとんどであり、その背景には審査、教育・訓練等の品質管理のシステムに係る問題がある。
- 品質管理態勢は、大手監査法人から中小規模監査事務所まで様々であるが、品質管理上の問題は、監査事務所の規模にかかわらず起こり得ることに留意する必要がある。

4. 指摘事例の概要

I . 根本原因の究明、品質管理

根本原因の究明

根本原因の究明の必要性

- 根本原因の究明を行い、本質的な改善につなげることが目的
- 監査事務所自らが、問題点を理解して改善を行うことが必要
- 根本原因を同じくする未発見の不備が存在する可能性

例えば、個別の不備事項(直接的な原因)に対応して、安易にチェックリストによる自己点検を実施するなどの形式的な改善策をとると、監査実施者にとっては実効性のない対応作業がいたずらに増え、かえって効果的・効率的な監査業務の妨げとなる場合も少なくない。

根本原因の究明

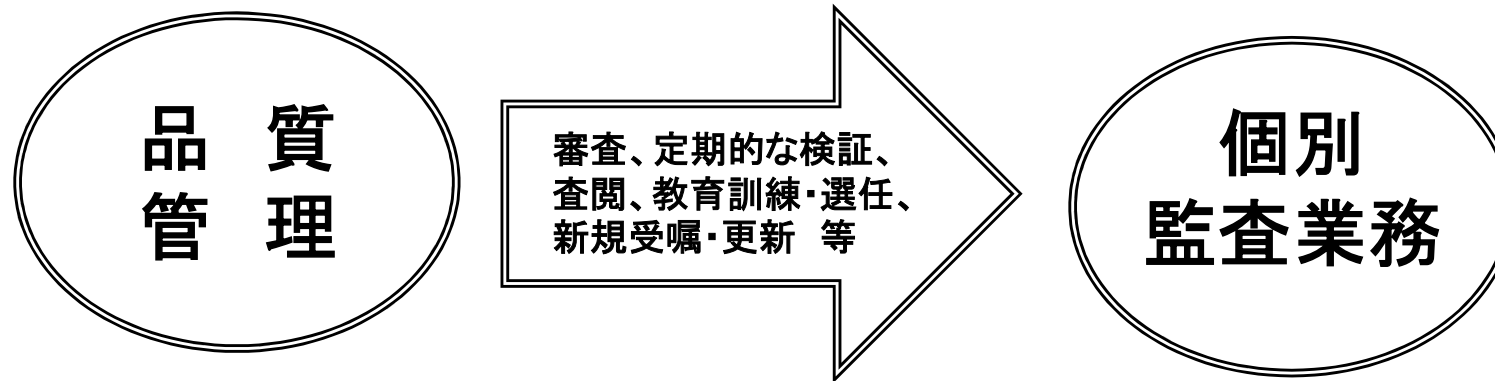
根本原因とガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢

- 不備の根本原因として挙げられている問題点は、トップの方針、本部における監査現場のモニタリング態勢、監査事務所の品質管理の風土など、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に係るものであることが多い。
- 問題点がガバナンス等に起因する事例(P.14、15)
 - － 問題点が監査事務所の組織体制に起因(大手 事例1)
 - － 問題点が監査事務所の業務運営に起因(準大手 事例1)
 - － 問題点が監査事務所の業務運営に起因(中小 事例1)

品質管理業務

組織的監査の実施

- 品質管理のシステムを整備し運用する目的は、組織としての監査業務の品質を合理的に担保するため
- 品質管理のシステムの整備が形式的になっていないか



密接不可分な関係にある

品質管理業務

大手監査法人

- 品質管理態勢に関する不備は近年減少しているが、個別監査業務における不備については一定数以上検出されている
⇒ 品質管理業務の運用面に何らかの問題があるのではないか
- 最高責任者は改善策を組織全体に浸透させるために、リーダーシップを発揮する必要がある
- 本部は、事業部や監査チームなど監査現場の実態把握を十分に行う必要がある
- 業務改善を行う対象領域を特定し、効果的な改善策を重点的に実施する必要がある

品質管理業務

中小規模監査事務所（準大手監査法人含む）

- 品質管理のシステムの整備・運用の両面にわたって、引き続き広範な領域で不備が検出されている
- 個人の能力に依拠した運営がなされている場合、所属するメンバーの意識・能力水準に監査業務の品質管理の水準が影響してしまう
 - ⇒ 最高経営責任者の認識や知識に問題のあるケースもある
- 準大手監査法人について、合併などによる規模の拡大に品質管理体制が追いついていないケースがある

品質管理業務

品質管理業務に関する主な指摘(中小規模監査事務所)

- グループ法人を含めた独立性の確認が徹底されていない
- 知識・能力の維持向上を各自の自主性に委ねており、教育・訓練の態勢を構築していない
- 監査調書の査閲、審査、定期的な検証に係る不備は減少せず
 - ⇒ 個別監査業務の品質改善に寄与する品質管理のシステムの運用が形式的
 - ⇒ 会計処理の適切性を確認するだけで、監査証拠の十分性・適切性を確認していない
- 非常勤者の管理(教育訓練、人事評価)に留意する必要がある

II. 個別監查業務

リスク評価・評価したリスクへの対応（概要）

以下の3つのステップにおいて適切な対応をしているか

- ① リスク評価（重要な虚偽表示リスクの識別に当たって、必要な情報を入手し、適切に検討しているか）
⇒ 職業的懐疑心が重要
- ② 監査手続の立案（監査リスク、証拠力を考慮した上で、監査手続の実施時期、範囲、深度が定められているか）
⇒ リスク・アプローチによる監査の基準の理解が重要
- ③ 入手した監査証拠の評価（十分かつ適切な監査証拠を入手したかを評価しているか）
⇒ 上位者による調書の査閲が重要

リスク評価・評価したリスクへの対応(事例)

リスク評価

- 情報・通信事業を営む被監査会社は、期中に上場し、期末までに業績予想の下方修正を複数回行っている。
このような状況から、監査チームは、被監査会社において、利益を少しでもよく見せたいというプレッシャーが存在していると判断し、売上高の過大計上及びソフトウェアの過大計上(費用の過大振替)について不正リスクを識別している。
しかしながら、監査チームは、被監査会社が利益を不正に過大計上することを想定しているにもかかわらず、費用について、網羅性及び期間帰属のアサーションを虚偽表示リスクとして識別しないことの検討を行っていない。(P.80)

リスク評価・評価したリスクへの対応(事例)

監査手続の立案

- 監査チームは、売掛金の期末残高を検証するため、期末月の売上高を母集団とした監査サンプリングを立案・実施している。
しかしながら、監査チームが抽出したサンプルは18件のうち14件は期末日以前に入金されたものであり、期末日の売掛金残高を構成していない。このため、監査チームは、期末日における売掛金の実在性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手可能な監査手続を立案できていない。(P.81)

リスク評価・評価したリスクへの対応

リスク・アプローチに基づく監査計画に不備が生じる原因

原因

業務執行社員のリスク・アプローチに関する理解不足、監査計画への関与不足

リスク感度が低い、経験が不足している
⇒職業的懐疑心の保持・発揮が不足

評価したリスクとそれに対応する監査手続が合致しておらず、監査証拠の十分性、適切性、証拠力を考慮して、監査計画を立案する意識や姿勢が不足

監査証拠（概要）

過年度からの不備事例が本年度においても多く見られる

（昨年までの主な指摘事項）

- ✓ 実施した監査手続や入手した監査証拠が、評価したリスクに適合していない
- ✓ 特別な検討を必要とするリスクを識別しながら、通常の監査手続で終了している
- ✓ 分析の実証手続の要件を満たしていない（前期比較、月次推移で終わっている）
- ✓ 母集団全体の結論を得るための適切なサンプルを抽出していない
- ✓ 被監査会社が作成した情報の利用に際し、正確性及び網羅性を評価していない

監査証拠（概要）

- 当事務年度においては、十分かつ適切な監査証拠のほか、企業が作成した資料の信頼性、監査サンプリング、分析的実証手続及び関連当事者取引などにおいて不備を検出している
- 確認手続に係る不備も複数みられる（確認差異等）
- 監査サンプリングについて、特に中小規模監査事務所を中心にサンプリング数の根拠について説明できないケースがある

監査証拠(事例)

十分かつ適切な監査証拠

- 監査チームは、棚卸資産の正確性の検証において、棚卸立会を実施し、数量の正確性を検証したとしている。しかしながら、期末残高の単価の正確性について、十分かつ適切な監査証拠を入手するための監査手続を実施していない。(P.89)
- 監査チームは、製造経費と販売費及び一般管理費を検証するに当たり、これらを一つにまとめて監査サンプリングによる試査を実施している。しかしながら、抽出したサンプルに、「建設仮勘定」、「その他金融費用」及び「雑損失」など、製造経費と販売費及び一般管理費に直接該当しない取引が含まれている状況のなか、これらが監査手続の適用対象として適当か検討していない。(P.89)

監査証拠(事例)

企業が作成した資料の正確性・網羅性

- 監査チームは、棚卸資産の評価を検討するに当たり、被監査会社が作成した資料(収益性が低下している棚卸資産を識別するための販売取引明細)を利用している。しかしながら、当該資料の正確性は検討しているが、販売取引が網羅されているかについて検討していない。(P.90)
- 監査チームは、被監査会社が作成した工事案件ごとの損益データを利用し、工事損失引当金の計上要否等を検討している。しかしながら、当該資料の網羅性は検証しているが、工事案件ごとの損益等が適切に集計されているかを評価していない。(P.90)

監査証拠(事例)

確認

- 監査チームは、売掛金の残高確認手続を実施し、確認差異の検証を実施している。しかしながら、主要な得意先に対する残高確認の結果、先方の回答額に「保留金」という理由で多額の差異(先方債務金額過大)が含まれているが、その内容を把握することなく検証対象から除外している。(P.92)
- 被監査会社は、金融機関借入に際し、不動産に根抵当権を設定し、担保資産の注記を行っている。監査チームは、金融機関から入手した確認状において、担保物権がない旨の回答等があるにもかかわらず、金融機関への問い合わせや確認状の再発送等の追加手続実施の要否を検討していない。(P.92)

監査証拠(事例)

監査サンプリング、特定項目抽出

- 監査チームは、被監査金融機関における有価証券の評価に関する監査手続として、時価を外部証拠と突合している。時価のある有価証券のうち、株式、投資信託及び外国債券については、全銘柄の時価を突合しているが、国内債券については債券の種類(国債、地方債、政府保証債、公社債及び事業債)ごとに1件ずつ、合計5件のサンプリングとしている。
しかしながら、監査チームは、国内債券のサンプル数がサンプリングリスクを許容可能な低い水準に抑えるために十分であるかを検討していない。(P.95)

監査証拠(事例)

関連当事者取引

- 被監査会社は、代表取締役社長に対して貸付を行っており、関連当事者情報において開示している。また、役員貸付金規程では貸付期間について原則として最長1年と定めているが、代表取締役社長は每期同額で借り換えを行っている。監査チームは、関連当事者取引を特別な検討を必要とするリスクとして識別しているにもかかわらず、当該貸付の事実とその目的の概要を把握するのみで、具体的な使途、返済時期や返済の意図を経営者とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションなどにて確認していない。(P.96)

会計上の見積りの監査（概要）

過年度からの不備事例が本年度においても多く見られる

（昨年までの主な指摘事項）

- ✓ 経営者の仮定の合理性について十分に検討していない
- ✓ 事業計画の合理性の検討において、監査手続を質問のみで終了し、具体的な証拠により確かめていない
- ✓ 繰延税金資産の回収可能性の検討における会社区分について検討していない

会計上の見積りの監査(概要)

- 当事務年度において、経営者の仮定の合理性、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、関係会社に対する投融资の評価(のれんを含む)などの項目において不備を検出している。
- 関係会社株式及びのれんの評価については、国内外問わず、また、監査事務所の規模を問わず不備を検出している。

会計上の見積りの監査(事例)

経営者の仮定の合理性

- 被監査会社は、自ら定めた計算基準に従い、得意先ごとに設定した貸倒引当金ランク及び引当率を基に貸倒引当金を計算している。
監査チームは、貸倒引当金に特別な検討を必要とするリスクを識別し、計算基準に従った計算が行われているかについて再計算などを実施したとしている。
しかしながら、監査チームは得意先ごとに設定された貸倒引当金ランクが計算基準に整合しているものであるか、また、計算基準に定められた引当率が合理的な貸倒引当金を算定し得る仮定となっているか検討していない。(P.100)

会計上の見積りの監査(事例)

事業計画等の合理性の評価

- 被監査会社は、減損の兆候が認められた固定資産に関し、事業計画を作成し検討した結果、減損損失の認識は不要としている。

監査チームは、事業計画に関するヒアリングを実施し、2年目までの事業計画は達成可能性が高く、2年目の将来キャッシュ・フローがその後も継続すると仮定し、見積額を算定した結果、減損損失の認識は不要としている。

しかしながら、監査チームは、2年目までに受注を見込んでいる主要な相手先と金額等について口頭で説明を受けるのみで、売上高の実現可能性に関する十分な裏付けを入手していない。また、事業計画における費用の合理性を検討していない。(P.103)

会計上の見積りの監査(事例)

のれんの償却期間及び減損の検討

- 被監査会社は、当期に企業買収による多額ののれんを計上している。

このような中、監査チームは、被監査会社が主張するのれんの償却期間5年の検討について、「20年以内であることをもって妥当とする」とするのみで、のれんの償却期間の妥当性について検討していない。

また、会計基準において、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額になる場合には、企業結合年度においても減損の兆候が存在すると考えられる場合もあるとされているにもかかわらず、取得した子会社が単体の営業利益を計上していることをもって、減損の兆候がないものとしているなど、減損の要否の検討を行っていない。(P.109)

会計上の見積りの監査

不備が継続して発生する原因

原因

職業的懐疑心の保持・発揮不足

事業計画の実現可能性など経営者の主張に対する客観的な評価を行わない

会計上の見積りにおいて必要とされる要求事項に対する理解不足

グループ監査(概要)

- 国内外の関係会社における重要な不正事例の発覚等に伴い、監査事務所の規模を問わず、グループ監査の重要性が増しているため、審査会検査において重点的に検証している
- 当事務年度において、重要な構成単位の識別、構成単位の監査人とのコミュニケーション、構成単位の監査人からの監査結果の評価等について不備を検出している
- 監査事務所全体として、監査チームを支援する体制の整備が必要である

グループ監査(事例)

構成単位の監査人とのコミュニケーション

- グループ監査チームは、被監査会社グループの企業環境を理解する過程で、重要な構成単位である海外子会社が被監査会社と同種の建築設計事業を営んでいることを理解している。

しかしながら、グループ監査チームは、被監査会社に関して工事進行基準に関する不正リスクを識別しているにもかかわらず、構成単位の監査人に対して、収益認識には不正リスクが内在するため特別な検討を必要とするリスクであると伝達するのみで、工事進行基準に関する不正リスクを具体的に伝達していない。(P.117)

グループ監査(事例)

構成単位の監査人からの監査結果の評価

- グループ監査チームは、重要な構成単位の監査人に監査指示書を送付し、回答を入手しているが、グループ監査チームが実施した監査手続には以下の不備がある。
グループ監査チームは、構成単位の監査人から受け取った監査結果報告の未了事項において、銀行残高確認状5件が未回収であると記載されていることを認識している。しかしながら、グループ監査チームは、当該未了事項がグループ財務諸表の監査に与える影響を評価しておらず、追加手続の要否を検討していない。(P.118)

財務諸表監査における不正（概要）

- 指摘数は増加傾向にある
- 財務諸表利用者の関心が高いテーマであり、審査会検査において重点的に検証している
- 大手監査法人、準大手・中小規模監査事務所を問わず不備は発生している
- 当事務年度において、不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価、仕訳テスト、重要な取引の事業上の合理性、収益認識に対する不正リスクの対応などで不備を指摘している

財務諸表監査における不正（概要）

不備事例の概要

職業的懐疑心の保持・発揮不足

機械的に収益認識だけに不正リスクを識別している

収益認識や会計上の見積り項目に不正リスクを識別しながら、対応
手続・監査証拠が不十分

関連当事者取引や通例でない取引を識別しながら、不正リスクの評価が適切に実施されていない

財務諸表監査における不正（事例）

収益認識における不正リスクの識別と評価

- 被監査会社は、製造業を営んでおり、製品を販売し、保守サービスの提供も行っている。監査チームは、売上高に関して不正リスクを識別しており、その不正の具体的な手法として、相手先の押印がない検収書を用いた架空計上を想定している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社の売上高のうち、検収書が発行されない保守売上については、不正による重要な虚偽表示がどこにどのように行われるかを十分に検討していない。(P.125)

財務諸表監査における不正（事例）

重要な取引の事業上の合理性

- 被監査会社は、事務用消耗品の販売を行っており、収益認識基準として出荷基準を採用しているが、一部の取引で、業界特有の取引慣行として未出荷で売上高を計上している。これに対して、監査チームは、当該未出荷売上の預り在庫について、契約条件が不明確であり、一部の得意先については預り期間が長期に及んでいることを認識している。しかしながら、監査チームは、過去から継続して当該取引が行われていること、出荷を伴う一般の売上取引と同様の条件で入金されていることを被監査会社から説明を受けるのみで、不正リスクへの対応の点から当該取引が買手の経済合理的な要請に基づくものであるかを検討していない。

(P.127)

財務諸表監査における不正（事例）

収益認識における不正リスクへの対応

- 監査チームは、商品売上の期間帰属の妥当性について、不正リスクを識別し、対応する手続として、棚卸立会及び売上取引のカットオフテストを実施している。
しかしながら、監査チームは、棚卸立会を行う事業所について、最も金額的重要性が高い1事業所、過年度の往査実績や地域的な偏り等を勘案して選定した1事業所の合計2事業所を選定しているのみで、不正リスク対応手続としての観点での検討を行っていない。（P.128）

財務諸表監査における不正

不備が生じる原因

原因

被監査会社に不正は発生しないという決めつけ、
経営者は誠実という思い込み

⇒職業的懐疑心の保持・発揮不足

不正リスクの発生態様を被監査会社に応じて想
定できていない

⇒不正シナリオ(手口)が不明瞭

⇒リスクに直接対応した監査証拠の未入手

不正リスク対応手続においては、より強い証拠を
入手することが必要であることを念頭において監
査計画の立案をしていない

5. 検査官として

検査官として

留意する監査領域

- 高リスク先の新規受嘱
⇒ リスク評価(情報収集、経営者の誠実性)、人的リソース
- 会計上の見積り
⇒ 職業的懐疑心の保持・発揮
(経営者の仮定の合理性の検討)
- 不正リスク対応
⇒ 職業的懐疑心の保持・発揮
(異常値や通例でない状況を見逃さない)

検査官として

その他

- 重要な又は相当数の不備がある場合には、その背景に対症療法的な改善策では治癒できない根本原因が存在することが考えられる
- 対症療法的な改善策に終始している場合には、改善策が累積し、いたずらに監査現場に負担をかけるだけとなる
- 自ら改善する姿勢
 - ⇒ 審査でなぜ不備を発見できなかったのか
 - ⇒ 定期的な検証でなぜ不備を発見できなかったのか
- 被監査会社に対して、十分かつ適切な監査証拠の提示及び十分な検討のための時間を求める必要がある